

互助会が行う共済事業のご案内

一般財団法人岩手県学校安全互助会（以下「互助会」といいます。）が行う「共済事業」は、岩手県内の学校等（保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校）に在籍する児童生徒等が、学校等の管理下で被った傷害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、請求に基づき保護者の方に共済金をお支払いするものです。

注：学校等の管理下とは、授業や保育中、学校の教育計画に基づく課外指導中や休憩時間中、通常の経路及び方法による通学（通園）途上や寄宿舎にあるときなどです。

1 共済掛金（年額）

○ 児童生徒等一人当たりの共済掛金は、次のとおりです。

校 種		金額	校 種		金額
保育所		150 円	高等学校	全日制	500 円
認定こども園				定時制	250 円
幼稚園				通信制	150 円
小学校		200 円	特別支援学校	幼稚部	150 円
中学校		350 円		小学部	200 円
義務教育学校	前期課程	200 円		中学部	350 円
	後期課程	350 円		高等部	500 円
			高等専門学校	500 円	

注：小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の小学部、中学部の要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の共済掛金は半額です。

○ 共済掛金は、学校等が集金します。（学校等の担当の指示に従って納入してください。）

2 共済金

○ 学校等の管理下における傷害に対し、次の共済金を支払います。

ただし、一部の例外を除き、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付事業（以下「災害共済給付事業」といいます。）において当該傷害に係る見舞金等の給付が決定された場合に限りません。

共済金の区分	補償の内容	共済金額
1 死亡共済金	死亡したとき	200 万円 (通学(園)途上の死亡、突然死の場合は半額)
2 障害共済金	後遺障害となったとき(障害の程度により第1～14級に区分され、共済金額が異なります。)	第1級(262万円)～ 第14級(6万円)の範囲 (通学(園)途上の場合は半額)
3 入院共済金	入院を5日以上したとき	入院1日に付き 1,300 円
4 通院共済金	通院を7日以上したとき	通院1日に付き 500 円
5 供花料	死亡したとき。ただし、災害共済給付事業で損害賠償金等を理由として死亡見舞金の支給が行われない場合。	10 万円

注：入院及び通院共済金の同一の事由による傷害に係る支払は傷害を被った日から10年間が限度です。

○ 特別な災害の発生などの事由により、所定の共済金を支払うことができない場合には、共済金の削減を行うことがあります。

3 共済期間

共済期間は原則として当該年度の4月1日から翌年3月31日までとなります。

4 共済金の請求

互助会が定めた様式により請求することとなりますので、ケガ等の傷害を被った場合、学校等のご担当に連絡し、指示に従ってください。

5 共済金の請求権の時効

共済金を請求できることになってから3年以内に請求しないと、請求権が消滅しますのでご注意ください。

6 共済金の支払制限

- 死亡又は後遺障害が生じ、第三者から損害賠償金が支払われた場合や、国や県等から補償を受けた場合には、その額を限度として、共済金はお支払いしません。(共済金を支払った後に損害賠償額や補償額が確定した場合は、その額を限度として、支払済の共済金を返還していただきます。)
- 地域の多数の住民が被害を受けるような風水害、地震もしくは噴火などの異常災害による傷害の場合は、共済金をお支払いしません。
- 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)及び高等専門学校の生徒・学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は共済金をお支払いしません。(ただし、いじめ、体罰、その他の当該被共済者の責めに帰することができない事由により生じた傷害は、除きます。)
- 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)及び高等専門学校の生徒・学生が自己の重大な過失により発生した傷害で「災害共済給付事業」で給付額が減額された場合には、共済金も減額となります。

7 個人情報に関する取り扱い

共済事業において取得した個人情報は、互助会が共済事業の運営のために利用するほか、利用目的の範囲内で業務委託先等に提供することがあります。



一般財団法人岩手県学校安全互助会
〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル4F
電話番号 019-654-3027 <https://www.iwate-anzen.jp>